

約 款

本約款は、株式会社日本統計技術研究所（以下「J I O S T」という）が、委託者であるお客様（以下「委託者」という）から受託する調査、解析、評価、またはその他の業務(以下「本業務」という)を遂行する為に必要な両者間の基本的な合意事項です。別途書面により別段の合意がない限り、J I O S Tと委託者は、本約款の規定を遵守するものとします。

第1条 [業務受託の範囲]

お客さまおよびJ I O S Tは、第3条 [委託契約の成立] に基づき成立した個別契約および本約款の定めに従い個別契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 [委託料]

委託料は、見積書に記載した見積合計金額(消費税は別途加算する)とし、見積書に記載した期日まで有効とします。

第3条 [委託契約の成立]

本業務の委受託契約（以下「個別契約」という）は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。

- ① J I O S Tが見積書を提示し、委託者がJ I O S T所定の依頼書等を提出し、J I O S Tがこれを承諾したとき。
- ② お客さまのお申込み（電話等口頭を含む）に対し、J I O S Tが受託を承諾したとき。

第4条 [支払い方法]

両者間で別途の合意がない限り、J I O S Tは委託者に対して請求書を送付し、委託者は請求書記載の期日迄にJ I O S T指定の銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。

第5条 [機密保持]

J I O S Tは、委託者から口頭もしくは書面により開示・提供された技術情報・資料及び業務の結果並びにその他業務の遂行にあたり、知り得た委託者の営業上・技術上の情報(以下「秘密情報」という)に関して、委託者の書面による事前の同意なしに、これらを第三者に開示又は漏洩しないとともに、業務遂行以外の目的には使用しないものとします。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報から除外するものとします。

- ① 開示される前に既に所有していたもの
- ② 開示される前に既に公知となっていたもの
- ③ 開示された後、J I O S Tの責によらず公知となったもの
- ④ 正当な権原を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの
- ⑤ J I O S Tが秘密情報によらず独自に開発したもの

2. 前項の規定に関わらず、J I O S Tは業務の全部又は一部を第三者に秘密情報を開示して再委託することが出来るものとします。その場合 J I O S Tは当該再委託先に対し前項により負担する義務と同様の義務を負わせるものとします。

3. J I O S Tが、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により本秘密情報の開示を要求された場合には、お客様に対し、その旨直ちに通知するものとします。この場合、J I O S Tは法的手続において求められる限度において本秘密情報を開示することができるものとします。

第6条 [結果の報告と納入]

J I O S Tは個別契約で定められた期日までに本業務の結果を委託者に報告または納入します。

2. J I O S Tが業務で技術的困難を伴い遅延する場合は委託者へ報告し協議の上、期日を延期することができます。

3. 委託者は報告書又は結果を確認し、依頼事項と相違なき場合はすみやかに検収を行います。

第7条 [終了後の対応]

J I O S Tは、別段の定めがない限り報告書の写しを提出後3年間保管し、その他業務に関する資料は提出後1年間保管するものとします。

第8条 [結果の利用等]

委託者が、業務の結果を利用することにより、委託者又は第三者に損害が生じた場合でも、J I O S Tは、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

2. 当研究所は、業務の結果又はその利用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しません。

第9条 [契約の解約]

委託者及び当研究所は、止むを得ない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、協議の上、個別契約を変更又は解約することが出来ます。

2. 業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用は両者間で協議の上、委託者が当研究所に支払うものとします。

第10条 [不可抗力]

天災地変、法令の改廃制定、公権力による処分、その他不可抗力により個別契約の全部または一部の履行が不能となった場合または履行遅滞となった場合は、お客さまおよび J I O S Tは相手方にその旨を通知するものとし、両者協議してその措置を決定するものとします。

2. 前項の履行不能または履行遅滞の場合、お客さまおよび J I O S Tは、相手方に対して責めを負わないものとします。

第11条 [協議事項]

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上解決するものとします。

第12条[有効期間]

本約款の有効期間は、個別契約成立の日から、第4条[支払方法]に基づく、委託者の支払が終了した日までとします。なお、第5条 [機密保持] の規定は、本約款の有効期間終了後も5年間有効に存続します。

以上 2016年8月